

社会福祉法人 新島はまゆう会  
特別養護老人ホーム [ユニット型] サービス利用料

平成30年10月1日現在

1. 介護保険給付サービス(介護保険法の定める利用料)

[単位:円]

①基本サービス利用料

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担分 (1割負担分)	ユニット老人ホーム (ユニット型)	644	712	785	854	922

②その他加算される法定利用料

加算される名称・内容		自己負担額(1割負担分)
		ユニット型
初期加算	入所日より30日に限り加算。	30
個別機能訓練加算	個別機能訓練計画に基づき訓練を行った場合加算。	12
サービス提供体制強化加算	介護職員、常勤職員の割合による加算。	6
看護体制加算	常勤看護師の配置による加算。	12
入院・外泊時加算	入院・外泊した場合、6日間を限度として加算。	246
介護職員処遇改善加算	定量的要件を満たした場合加算。	上記①②総単位数の5.9%

2. 介護保険給付外サービス利用料

(1)居住費・食費

サービス内容		利用者負担限度段階			
		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階(基準)
居住費	[ユニット型]	820	820	1,310	1,640
食費	1日当たりの自己負担額	300	390	650	1,380

(2)理髪 実費 (1回 2,000円)

(3)金銭管理費 1日当たり30円

(4)電気料 1日当たり家電1台につき20円 (テレビ、冷蔵庫)

(5)その他、上記以外に物品が必要となった場合は、実費負担。

【参考】 1ヶ月(30日)の利用料(初回月) ([個室]第2・第3・第4段階の場合の概算)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス利用料		644	712	785	854	922
加算分		60	60	60	60	60
処遇改善		41	45	49	53	57
居住費	第2段階の場合	820	820	820	820	820
	第3段階の場合	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310
	第4段階の場合	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640
食費	第2段階の場合	390	390	390	390	390
	第3段階の場合	650	650	650	650	650
	第4段階の場合	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
その他雑費分 (概算)	第2段階の場合	90	90	90	90	90
	第3段階の場合	90	90	90	90	90
	第4段階の場合	90	90	90	90	90
1日の利用料 計	第2段階の場合	2,045	2,117	2,194	2,267	2,339
	第3段階の場合	2,795	2,867	2,944	3,017	3,089
	第4段階の場合	3,855	3,927	4,004	4,077	4,149
1ヶ月の利用料	第2段階の場合	61,350	63,510	65,820	68,010	70,170
	第3段階の場合	83,850	86,010	88,320	90,510	92,670
	第4段階の場合	115,650	117,810	120,120	122,310	124,470